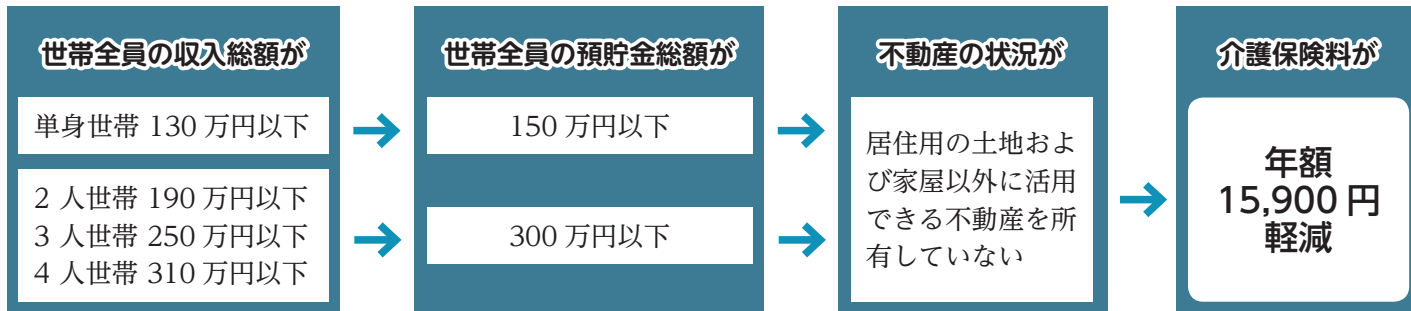
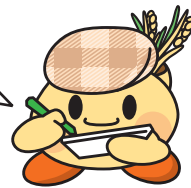


介護保険料軽減の対象かも

平成30年度の介護保険料が第2・3段階で次に該当する方は、申請により介護保険料が軽減されます。また市民税未申告の方も、申告により介護保険料が軽減される場合があります。

7月上旬に発送予定の平成30年度介護保険料納入（納付）通知書で、自分が何段階なのか確認しましょう！



申請に必要なもの

- 本人の印鑑
- 平成29年中（1月から12月）の世帯全員の収入が分かるもの（源泉徴収票、確定申告書などの写し）
- 世帯全員の全ての預貯金通帳の写し
- 平成30年度介護保険料納入（納付）通知書

申請先

7月17日(火)から、市高齢介護課、北村・栗沢支所市民福祉課で。なお、申請した月の翌月に、軽減の決定内容や非該当のお知らせをします

負担割合の基準が変わります

平成30年8月より、介護サービスの利用者負担が2割の方のうち、特に所得が高い方の負担割合が3割となります。

7月下旬までに要介護・要支援認定者に介護保険負担割合証を送付しますので、ご確認ください！



新設

対象となる方	平成30年7月まで	平成30年8月から
次の全てに該当する ● 本人の合計所得金額が220万円以上 ● 世帯の65歳以上の方の〃年金収入とその他の合計所得金額、を合わせた金額が、単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上	2割負担	3割負担
上記以外で次の全てに該当する ● 本人の合計所得金額が160万円以上 ● 世帯の65歳以上の方の〃年金収入とその他の合計所得金額、を合わせた金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上	2割負担	2割負担
上記2つに当てはまらない	1割負担	1割負担

合計所得金額とは…
地方税法上の合計所得金額から〃長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、を控除した額です

その他の合計所得金額とは…
合計所得金額から〃公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額、を除いた額です

問合先 市高齢介護課